

袋井市市制施行20周年記念冠等の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、袋井市市制施行20周年や本市の魅力を市内外に発信するため、袋井市市制施行20周年の冠及び袋井市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「冠等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠等の種類)

第2条 使用する冠は、次のとおりとする。

- (1) 袋井市市制施行20周年
- (2) 袋井市市制施行20周年記念
- (3) 袋井市市制施行20周年記念事業

2 ロゴマークは、別図に定めるとおりとする。

(使用の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、冠等は使用できないものとする。

- (1) 市及び市制施行20周年記念事業の品位を損ない、又は信用を失墜するおそれがあるとき
- (2) 独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれのあるとき
- (5) 特定の個人、企業、商品、サービス、政党、思想若しくは宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が関係しているとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき

(使用の届出等)

第4条 冠等を使用しようとする者（以下「届出者」という。）は、第3条に該当しない場合に限り、あらかじめ袋井市市制施行20周年記念冠等使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に事業内容が確認できる書類を添付し、届け出ることによって使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の届出書の提出を省略することができる。

- (1) 市が使用するとき
- (2) 国又は地方公共団体が使用するとき
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時
- (4) 市内の学校等が教育の目的で使用する時
- (5) 個人が自己又は家族等の限られた範囲で使用する時
- (6) 市長が適当と認める時

(ロゴマークの提供)

第5条 届出者がロゴマークの使用を希望しているときは、電子メールその他の方法により当該者へ提供するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 届出者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出した使用目的のみに使用すること。
- (2) 第三者に冠等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 第2条第1項に規定する冠の表記を変更しないこと。ただし、市長が認める時は、この限りでない。
- (4) 第2条第2項に規定するロゴマークのデザイン（色及び形状）を改変して使用しないこと。ただし、市長が認める時は、この限りでない。
- (5) 冠等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 冠等の商標登録、意匠登録等その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (7) 冠等を使用する場合は、市が当該使用に係る事業を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (8) 冠等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けたものがこの要領の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (9) 届出者の責めに帰すべき理由により冠等の使用に係る事故、苦情等が生じたときは、届出者において速やかに対処すること。

2 ロゴマークの著作権、その他一切の権利は市に帰属する。

(使用の期限)

第7条 冠等の使用期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(届出者の公表)

第8条 第4条に規定する届出書を受理した場合は、その届出者氏名、事業名又は商品名等を市ホームページ等に掲載するものとする。

(使用料)

第9条 冠等の使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、届出者がこの要領に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

2 使用の中止を求められた届出者は、直ちに中止に応じなければならない。

(免責)

第11条 市は、前条に規定する取扱いにより届出者に生じた損害について一切の責めを負わない。

2 届出者が、冠等の使用によって第三者に対して与えた損害又は損失については、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。

3 届出者は、冠等の使用に関して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

(電磁的記録)

第12条 届出者は、この要領に規定する提出書類を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

(庶務)

第13条 冠等の使用に係る庶務は、総務部秘書課が行う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、冠等の取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 2 月 10 日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 11 条の適用については、この要領の失効後もなおその効力を有する。

別図（第2条関係）

1 カラー



2 モノクロ

